



## 1. 返礼品の適否確認項目：八潮市ふるさと納税返礼品選定業務実施手順の「別記」の内容

◎ 委託事業者による当該商品等の取扱いに関し同意しますか。	賛否
(1) 返礼品提供事業者の資格に該当しますか	適否
○八潮市内に事業所を有する法人又は個人であること	
○市税の納税義務があり、現在、滞納がないこと	
○暴力団には、関係していないこと	
(2) 返礼品選定要領の別表第1に定める要件を全て満たしていますか。	適否
(1) 市内で生産、加工又は提供(サービスのみ)されている商品等ですか。 また、国等が示す返礼品の基準に該当しますか	
(2) 地域と産業の振興に寄与する商品等ですか	
(3) 返礼品提供事業者は商品等の適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できますか	
(4) 安定的に供給できる商品等ですか(季節により提供できる量に著しい変動があるものであって、あらかじめその旨の申出がある場合はこの限りでない)	
(5) 商品等は、以下に該当していないこと	
ア 公序良俗に反するもの イ 性風俗業関連のもの ウ 宗教・政治等に関し特定の主義、主張等を行う者に関連するもの エ 八潮市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員若しくは同条第3号の暴力団関係者が関与するもの オ ふるさと納税の趣旨に反するとして国等から通知されたもの カ 医薬品等で効能等、使用による個人差があり、一般的な判断が困難なもの キ その他返礼品として不適切と考えられるもの	
○ 一の返礼品提供事業者においては、返礼品の採用決定数が10(色又は柄等に違いがある場合はそれを一の商品等とみなすものとし、返礼品の採用決定数は15)以下ですか。	

## 2. 地場産品とは：総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に基づく類型における主な条件

<p>1. 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。</p> <p>2. 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ・当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。</p> <p>3. 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ・当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。</p> <p>◇その他のケースについては、「総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準」に基づき適宜判断</p>
---

## 3. 返礼品の価格について

- 返礼品の価格は「消費税」込みで寄附額の30%以下です。  
※ 例：10,000円の寄附に対応する返礼品の価格は「消費税」を含めて3,000円以下で、事業者が定める価格となり、寄附額は商品の価格を基に計算されます。
- 返礼品価格の上限額は「消費税」込みで60,000円で、200,000円の寄附に対応します。  
ただし、資産性が高い返礼品と判断される場合は、50,000円未満とします。  
※ 返礼品は、寄附額とともにウェブサイト上に掲載されますが、価格は表示されません。